

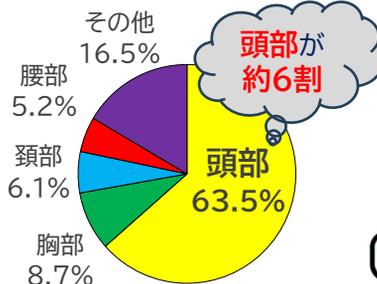
我が子を交通事故から守る

保護者用

自転車とヘルメットはワンセット！

ヘルメットを着用していれば助かる命が数多くあります。

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較 県内自転車死者の負傷主部位構成率 (R2~R6)



自転車用ヘルメットの購入には、各自治体が実施している**購入補助制度**を有効活用しましょう。

詳しくは、各自治体に確認を！

自転車ヘルメットは、下記のSGマーク、JCFマークなどの**安全性を示すマーク**の付いたものを利用しましょう。



【愛知県警ホームページ「ヘルメット着用啓発チラシ」より】

未成年者にヘルメットを着用させるのは**保護者の責任**です。

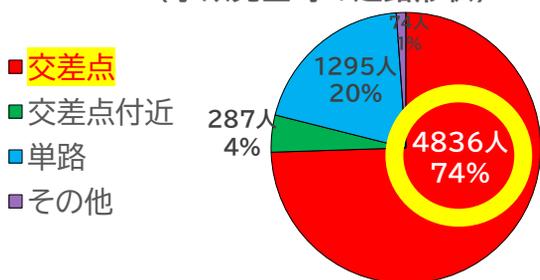
【愛知県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」より】

大切な「いのち」を交通事故から守る

【愛知県警ホームページ「過去5年間(令和2年~6年)の高校生の交通事故データ」より】

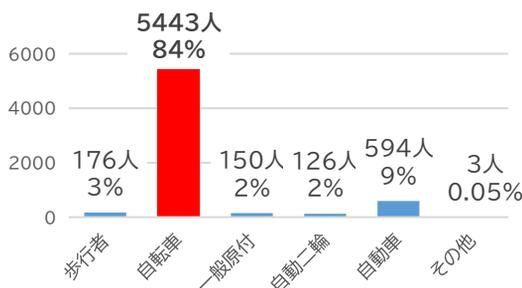
事故の**7割以上**が**交差点**で発生

〈事故発生時の道路形状〉



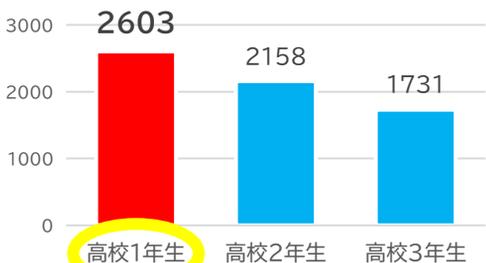
高校生が死傷する交通事故の**8割以上**が**自転車乗車中**！

〈当事者別の死傷者数〉



高校1年生は特に要注意！

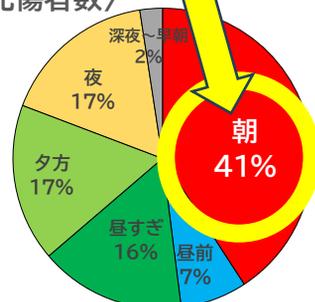
〈学年別死傷者数〉



朝(6時~9時)の事故が**4割超**

〈時間帯別死傷者数〉

朝	6時~9時
昼前	9時~12時
昼すぎ	12時~16時
夕方	16時~18時
夜	18時~22時
深夜~早朝	22時~6時



交通ルールをお子さんとともに確認してください！

自転車の主な違反と反則金

令和8年4月1日～

自転車の交通違反に
青切符が適用

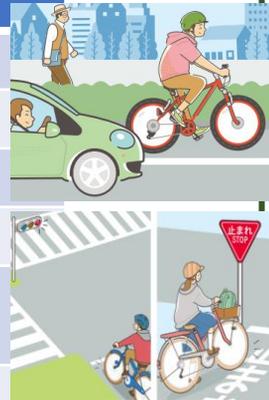
16歳以上が対象

ここから確認
できます↓



警察庁ホームページ
二次元コード

違反行為	反則金
スマホ等のながら運転	12,000円
右側通行(通行区分違反)	6,000円
信号無視	6,000円
指定場所一時不停止	5,000円
傘さしや大音量でのイヤホン等 使用運転	5,000円
並進	3,000円



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



【愛知県警ホームページ「令和8年4月1日 道路交通法改正チラシ」より】

自転車損害賠償責任保険等の加入義務

保険加入は保護者の義務です。

<高校生が加害者となった高額損害賠償例>

事故の概要	賠償額
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突して、男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	9,266万円

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在加入している保険の内容によっては、特約などで補償されている(すでに加入されている)場合もありますので、補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による**加害事故の損害賠償に特化した自転車保険**
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた**生活全般を補償する総合型保険**
- ③ 現在御加入の**自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約**(家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの)
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けたときに貼られる**TSマークの付帯保険**

区分		青色TSマーク	赤色TSマーク	緑色TSマーク
傷害補償	入院15日以上	一律 1万円	一律 10万円	一律 5万円
	死亡・重度後遺障害(1~4級)	一律 30万円	一律 100万円	一律 50万円
賠償責任	死亡・重度後遺障害(1~7級)	限度額1,000万円	限度額 1億円	
	死亡・傷害(示談交渉サービス付き)			限度額 1億円